



令和6年度 市民活動支援ブース 使用団体を募集します

市民活動団体が
事務所として
使用できる
貸スペースです



募集期間
令和5年

10/1-10/30

使用開始 令和6年4月1日～

市民活動支援ブースとは

公益的活動をする市民活動登録団体が活動拠点等として使用できる、共同の事務所スペースです。市民活動団体へオフィス機能を提供し、団体同士の交流を促進することを目指して、みんなの森 ぎふメディアコスモス 1階に設置されています。

応募説明会を
開催します。

日時：令和5年10月13日（金）19：00～20：00
場所：みんなの森 ぎふメディアコスモス つくるスタジオ

お申込み・お問合せ

みんなの森 ぎふメディアコスモス 1階 市民活動交流センター

〒500-8076 岐阜市司町40番地5 TEL：058-264-0011 / FAX058-227-7596
E-mail：comm-act@city.gifu.gifu.jp URL：http://www.g-mediacosmos.jp/center/

詳細はこちら→



市民活動支援ブース 概要



対象者

次の要件をすべて満たす団体

- ・市民活動団体登録を受けた団体
- ・市民活動支援ブースを事務所として使用する団体
- ・12月2日(土)に開催する審査委員会に出席できる団体

使用開始時期

令和6年4月1日～

使用期間

原則1年(令和7年3月末まで) ※年度ごとに使用団体を募集

使用可能時間

9:00～21:00

募集区画

8区画(1区画あたり1.8㎡)

付属設備

ブースでは下記の設備を占有して利用することができます

- ・机(幅1500×奥行720×高さ690mm)1台
- ・椅子(補助椅子含む)2脚
- ・デスクサイドワゴン(キャスター付)1台
- ・書棚(幅410×奥行400×高さ1100mm ※仕切3段2本)
- ・有線LAN(WEB回線)1本



使用料

1ヶ月2,280円

その他

電話回線が必要な場合、使用者において設置するものとします

使用団体の決定

審査委員会による審査の結果をもとに決定します

市民活動団体登録制度

「岐阜市市民活動団体登録」は、岐阜市内で活動する市民活動団体を積極的に支援していくために始まった制度です。登録団体は「つくるスタジオ」の使用や、館内設備の利用などについて支援を受けることができます。団体活動の充実のため、ぜひこの登録制度をご活用ください。

**つくるスタジオ内のロッカーは空きがあれば利用できます。
ご相談ください。**



お申込み・お問合せ

みんなの森 ぎふメディアコスモス 1階 市民活動交流センター

詳細はこちらのQRコードから➡



市民活動交流センター
ホームページ



申請用
Logo フォーム